

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/10/06 Vol. 49 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 12 年第 3 回定例会報告 (4)

いつもお世話になっております。印西市議会(9月定例会)は、26日(火曜日)にて閉会いたしました。引き続き、今回も9月定例会の報告を行って参ります。

9/8(金曜日)に、個人質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

印西市環境保全条例は施行されてから一年になろうとしているが、
(あ) 苦情や相談は何件あり、その内容はどのようなものであったか
(い) 改善等の要請は何件行い、どのような措置を講じたのか

(回答/市民経済部長)

昨年10月1日から平成12年7月末日までの期間において、生活環境課において相談された苦情でございますが、典型7公害のうち、悪臭が2件、大気汚染が1件、騒音が2件、土壌汚染が1件、水質汚染が1件となっております。またこれら以外に野焼きの苦情が6件、草刈が18件、樹木の剪定が5件、不法投棄が49件となっております。

改善等の要請につきましては、原則として苦情相談が持ち込まれた時点において、速やかに現況の確認を実施し、原因者に対して改善の指導をしております。不法投棄など原因者が特定しがたい場合におきましては、市の職員あるいは専門の業者によりまして撤去作業を行っております。

さらに特殊な事例ではありますが、解体業者による野焼きについては再三にわたる注意にもかかわらず、作業を続けていた悪質な業者に対して、佐倉保健所と合同立ち入り調査を実施し、保健所から改善指導を勧告した例が1件ございました。

P R T R 法(化学物質排出管理法)が来年4月より施行されるが、
(あ) 印西市内に化学物質の排出量等の届出を義務付けられる事業者は何社あるか?
(い) 印西市の役割を充分把握し、その対策は充分であるか?

(回答/市民経済部長)

まず、化学物質の排出量等の届出義務の対象となる事業者数についてでございますが、千葉県環境生活部環境生活課に確認しましたところ、現時点におきましては環境庁と通商産業省の方から詳細が降りてきていないので、印西市は勿論のこと他市町村のデータについてもまだ把握できていないとのことございました。今後は本市としても、できる限りの情報収集に努めてまいりたいと存じます。

また、市の役割と対策についてですが、現在のところ地方公共団体の役割として、7つの業務があげられております。

- 事業者からの届出の受理及び国への進達・意見提出
- 営業秘密データについて国への説明要請
- 環境庁及び通商産業省から通知されたデータを活用して地域ニーズに応じた集計・公表
- 国が行う環境モニタリング調査等についての意見
- 事業者に対する技術的助言
- 広報活動等を通じた国民の理解増進の支援
- 及び のための人材育成

環境基本計画策定事業について
**(あ) 平成 12 年度の事業内容は基礎資料の収集や環境基礎調査となっているが、
現在までの進捗は**
(い) 平成 13 年度以降この計画の策定にむけて市民はどのように関わっていくのか

(回答/市長) 現在、5月上旬より担当職員が、四街道市、旭市、白井町、沼南町を訪問し、計画づくりの担当者から直接策定計画に関する助言指導をいただいていた内容を参考にしながら現在の印西市の環境基本計画をどのようなものにしたら良いのか、その骨子についてまとめを急いでいるところでございます。

また、計画策定についての今後のスケジュールとしては、この骨子をもとにして、基本計画を立案する為に環境問題に関し、実績、高い見識および仕事に対する情熱をもった優秀なコンサルタントの助力が必要であると考えますので、数社の環境コンサルタントから提案をしていただきたく、プロポーザル方式によりまして9月中にはコンサルタントを決定したいと考えております。

市民はどう関わっていくのか？

現段階では詳細に煮詰まっておりませんので、あくまでも予定ということでご理解をいただきたいと存じます。

まず、住民参加の基本理念といたしまして、計画の原案づくりの段階から積極的に市民の皆様に参加を呼びかけて参ります。平成 13 年度以降につきましては、一般公募も含めましたメンバーによる、市民懇談会のような組織を立ち上げ、市民アンケート調査やインターネットを利用して広く意見を聞き取り、あるいは自然環境調査についてもその手法を含め、市民の参加を検討して行きたいと考えております。環境審議会の委員の皆様にも何かとお力添えを賜りたいと存じますのでよろしくお願い致します。

都市マスタープラン策定事業について
(あ) 平成 12 年度の事業内容の現在までの進捗は
(い) 平成 13 年度以降この計画の策定にむけて市民はどのように関わっていくのか

(回答/都市建設部長) 都市マスタープランは、印西市が目指す都市像にむかって、まちづくりの中で何をどのように進めていくかという方針を定めるプランのことでございまして、策定までおおむね3ヵ年を予定しているものでございます。平成 12 年度は、策定の為の基礎調査を実施する年度でございまして、その事業内容について、申し上げますと、平成 5 年度に策定した調査報告書の成果を使用して、市の現状分析や住民意向の把握を予定しております。また、将来像実現のための主要課題を整理して参ります。

次に現在までの進捗状況はどうかということでございますが、現在は準備段階でございまして、関係資料の収集や委託業務発注のための仕様書等の作成の作業をしているところでございます。なお、都市マスタープランは、市の「基本構想の」策定に併せて、進めるものでございますので、具体的な作業はその後となります。

つづきまして、平成 13 年度以降、マスタープラン策定にむけての市民の関わりについて、お答え致します。最初に 13 年度以降の事業内容の概略を申し上げますと、平成 13 年度は、今年度に整理した主要課題を基に、将来都市像等の将来目標の設定を行い、そのまとめとして、都市づくりの基本方針、土地利用の方針、都市施設整備の方針等を明らかにすることにより全体構想の策定を行う予定でございまして。

平成 14 年度は、地域別に地域の目指す市街地像、実施すべき施策の方向等を示した地域別構想を策定する予定の年度となっております。平成 15 年度は全体構想、地域別構想で描いた将来像を実現化するための都市整備やまちづくりの手法について検討を行う予定でございまして。次に市民の関わりについて申し上げますと、この地域別構想をつくるにあたって、市内をいくつかの地区に区分し、その地域住民の意見をお聴きするような機会を設けて、市民の意見を反映できるように考えて参ります。そのほかにも、先進事例を参考に市民参加のありかたについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回も引き続き、定例会の報告を行って参りたいと思います。よろしく願い申し上げます。 ぐんじとしのり